

犀川と仲津舟 川町域には、大坂川・喜多良川・木山川・高屋川・目迫川などの川が流れているが、これらの河川はいずれも犀川（今川）の支流である。本流である犀川は、田川郡添田町と、大分県下毛郡山国町の境をなす英彦山山地の鷹ノ巣山を源とし、田川郡赤村、京都郡犀川町、豊津町を流れ、行橋市北東部の石田新開で周防灘に注ぐ、全長三一・六キロメートルの二級河川である。この川は、古くか

(-) 犀川町域の河川の道

これらの峠には、馬道・人道・小道などが存在する。町域の代表的な峠の道を第26図に示しておく。

(慶定四年)

ら洪水のたびに流路を変え、農民を苦しめてきたが、農業用水として、また、人々や物資を運ぶ川舟の道として地域の人々と共に生きてきた

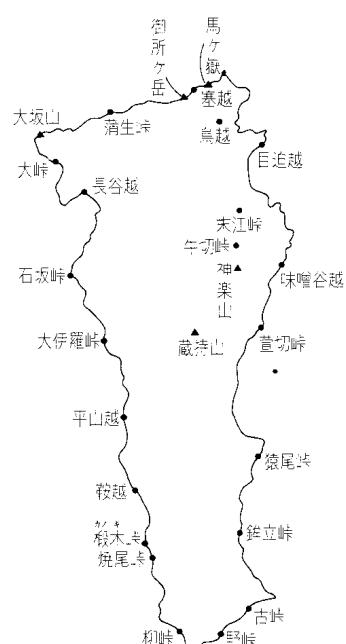
犀川が、いつから川舟の道として利用されたのか、その上限を、現時点で明らかにできないが、管見の限りでは、「長井手永大庄屋日記」天保六年（一八三五）一月二十六日の条に、次のような記事が散見できる。

外二八百文大村舟平方御用捨
一、拾八貫四百文 川舟拾或艘運
内拾五貫文 正 札
同三貫四百文 弐朱四片

右の通川舟運上取立致し上納候、以上

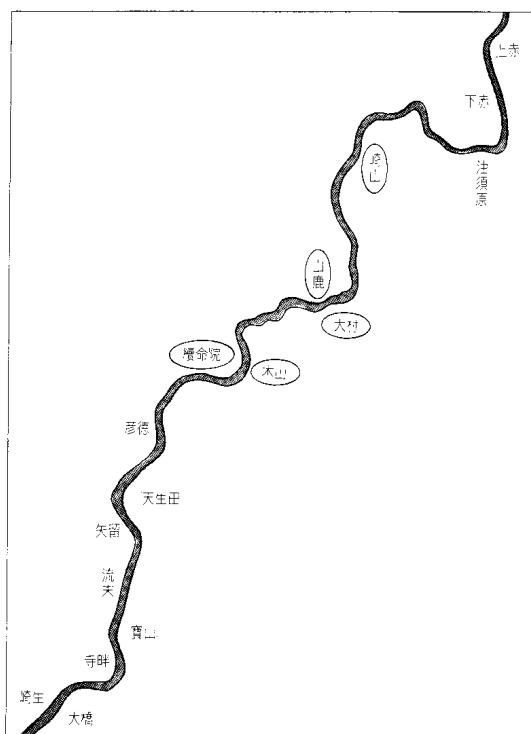
長井覚七

第26図 鹿川町域の峠の道



※ 現在では榎木は桑の木、大伊羅は大伊良と書くようになった。

第27図 犀川と川舟ルート



この記事によると、天保六年時点で、既に、犀川の通船が実施され、長井手永で一二艘の川舟が、町域より大橋の河港まで下っていたことがわかる。そして、川舟の舟持ちたちは、都合一八貫四〇〇文の川舟運上銀を藩へ上納していた。さらに、同日記天保十四年四月の条には、もつと具体的な記事が散見される。

一、同 一、舟老鰐

此運上札貳百四拾七匁
但、老艘ニ付拾九匁宛

「右の内左の通」として、「一式艘 崎山村林平右衛門」以下一七人の舟持ちの名前（第106表参照）の連記ののち、

長井雄太郎

13

花熊村

(天保十四年)
卯四月

四年四月

古川村

観

木村新右衛門 様

本庄村

一札貳百四拾七勿

舟運上
金武兩三步

同三抬考

館屋預

7

卯四用

卷之三

天保六年に一二艘だった長井手永の川舟は、同十四年には一艘増えて三艘になり、川舟一艘につき一九匁の運上銀を藩に上納している。

古來よりこれ有る表立候分運上取立
内拾四艘

但、右四艘方御米運び方差支付、近來相仕立、田川御米等は積方致し申さず候

「長井手水大庄屋日記」を基に、長井手永の川舟持ちと舟数を表にしたのが第106表である。この表でもわかるように、嘉永元年（一八四八）に一四艘あった川舟は、九年後の安政四年（一八五七）には二二艘と、ほぼ倍増している。同日記の安政四年四月朔日の条に、この間の経緯について、次のような記事がある。

とある。長井手永の村々より大橋蔵所へ年貢米を川舟で運ぶのを、従来は一四艘で行つてきたが、近來、差し支えが出てきたので、新規に川舟を増やしたというのである。なお、但書のところに、「田川御米等は積方致し申さず候」とある。しかし、但書で、わざわざ田川郡の年貢米の川舟搬送のことを言及しているということは、田川米の川舟搬送の要

一川舟式拾式艤

右は当手永

數相調子、書付差上申候、以上

二月

卷之三

長井文庫

手永の川舟二、三艘のうち、石坂峠を下った麓集落崎山村は、六艘の川舟を保有し、ほかの村々が一、二艘であるのに比べ、非常に多い。このこと

第106表 長井手永の川舟持ちと舟数

村名	舟持ち	天保14 (1843)	弘化4 (1847)	嘉永元 (1848)	安政4 (1857)
彦徳	類助	○	○	○	
"	杉治郎	○	○	○	○
大熊	栄次郎		○	○	○
続命院	勇助	○	○	○	
"	平八				○
古川	卯平	○			
"	武七				○
"	助助				○
木山	重助	○	○		○
"	弥平				
大村	利助	○			○
"	重助			○	○
山鹿	武平	○	○	○	
"	伊兵衛		○	○	
瀬新	市衛				○
柳伊	兵衛助	○	○	○	○
崎勝	佐助	○	○	○	
"	吉平				○
"	七助	○	○	○	
"	仁彌	○	○	○	
"	七郎	○	○	○	
"	作林				○
"	七武			○	○
"	門右衛平			○	○
"	門右衛元			○	○
"	門右衛多			○	○
花熊	三喜				○
本庄	助伊			○	○
"	郎次紋			○	○
喜良	平卯			○	○
大多	衛七兵			○	○
坂富	藏林			○	
舟数合計		13	13	14	22

とは、表向きは田川米の川舟搬送はしないが、現実は、諸産物とともに一部搬送されていたのかもしれない。しかし、仲津郡の年貢米は、仲津舟の水土と仲津馬の馬士が搬送するのが原則であった。

田川地方の年貢米は、主として糠の藏所に集めて、そこから川舟で赤池を通り、若松に出て、しかし、赤池から先の土地は、黒田福岡藩領で、小倉の米蔵へ運ばれた。

あつたので、なにかと不便であつた。そこで、文政年間（一八一八—三〇）、小倉藩の郡代杉生十右衛門は、石坂の水路開鑿工事を発起したが、未完のまま死去した。

文久元年（一八六一）、田川郡下赤村の庄屋帆足通蔵と添田村の高瀬兵藏は、藩債を少し借り、あとは自費で、杉生十右衛門の考えていた石坂の舟水路を完成し、田川郡の伊田手永や添田手永の年貢米を川舟に積

んで犀川を下り、行事の藏所へ運ぶことに成功した。同年七月二十二日に起工し、同年十二月朔日に完成した。水路の長さは約三・八キロメ、幅は平均約七メートル。断崖絶壁の石坂渓谷の底を流れる犀川の舟水路の開鑿は、難工事であった。下赤村の油須原で年貢米や菜種子・櫟実・粉炭・生蠣・葛などの諸産物を積み込んだ田川舟は、この石坂渓谷の舟水路を縫うようにして犀川を下り、犀川町域を通過して大橋の河港まで流路をたどっていた。田川舟には、船頭一人だけが乗るということはなかつた。町場で帰り荷を積み込んだ田川舟が、犀川を上り、石坂の舟水路に差しかかると、船頭は、舟が流れないように棹をさし、妻や子は舟から降りて、崖壁の岩場に作られた「舟道」を歩き、ロープで舟を引っぱりながら上った。

石坂の舟水路が完成した文久元年十二月の「長井手永大庄屋日記」に、

仲津郡崎山村の内、石坂船通シ取繕出来ニ付、田川郡より行事御藏江附出米并諸産物等同郡下赤村の内油須原町川筋々積方差免候間此旨心得べき事とある。小倉藩の奉行所より仲津郡の各大庄屋にあてて、石坂舟水路の完成と、田川舟による田川米や諸産物の犀川下りの認可を領民に周知させるようという通達があったのである。

「長井手永大庄屋日記」明治二年（一八六九）四月の条によると、犀川を下る、いわゆる「田川舟」（田川郡舟）と呼ばれる通舟には、「添田舟」と「油須原舟」があつたようである。「添田舟」は、添田村の高瀬兵蔵の手舟六、七艘のことであり、「油須原舟」は、下赤村の庄屋で、油須原駅の住人帆足（浜屋）通藏の手舟一四艘のことである。

同年、浜屋通藏は、手舟一四艘に、田川米や売り荷の生蠣・葛・麦・

粉炭・菜種子・櫟実などを積み込み、油須原より石坂の舟水路を通り、犀川町域を通過して大橋の河港まで犀川を下り、行事の飴屋などの問屋（豪商）へ舟荷を運び、商取引を行つてゐる。

犀川の舟運には、石坂の舟水路を通過するときに課せられる「石坂運上」と、河口の大橋で課せられる「大橋門桶運上」があつた。そして、犀川の舟路管理として、石坂舟水路の舟道破損や井手刎^{いでのば}破損の修繕は、油須原の浜屋通藏（田川舟水主）が、大橋門桶の破損や舟道の修繕は、仲津舟の水主たちが、それぞれ引き受けた。なお、川掘りや石拾いなどは、田川郡と仲津郡の水主たちが互いに加勢しあつた。

入梅時、犀川では上流から「材木流し」が行われた。しかし、多雨による洪水のため、流材が井手刎や舟道を破損したり、周防灘へ流出することもあり、河川の管理に苦心した。



犀川町域を流れる犀川（今川）